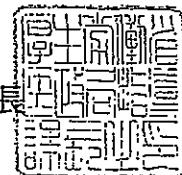


医政指発第1207002号
医政経発第1207003号
健総発第1207002号
健感発第1207002号
平成16年12月7日

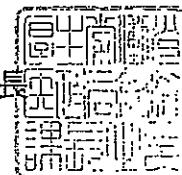
写

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

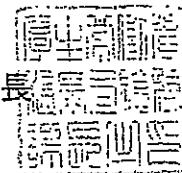
厚生労働省 医政局 指導課



経済課



健康局 総務課



結核感染症課長



医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等における
病原性微生物等の保有状況について(調査依頼)

病原性微生物等の管理については、平成13年10月15日付け科発第456号、平成15年12月17日付け科発第1217003号により、貴部局所管下の機関における適切な管理をお願いしてきたところであるが、今般、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等(別紙1参照)の保有状況調査を行うこととした。将来的に、病原性微生物等を保有している者に対する国への届出制度等について検討するに当たっての基礎資料とする予定である。

については、病原性微生物等を保有していると考えられる医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所に対し、下記要領により調査いただきたく、御協力よろしくお願ひする。

なお、個々の保有状況情報は、収集後公表しないこととする。

記

1. 調査対象

次に掲げる貴管内の施設であつて、平成16年12月10日現在で、別紙1の病原性微生物を保有している可能性があるもの。

- (1) 医療機関（国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所及び独立行政法人
　　国立病院機構に属する医療機関を除く。）
 - (2) 衛生検査所
 - (3) 地方衛生研究所
 - (4) 保健所
 - (5) (1)～(4)以外の施設であってP3レベル（物理的封じ込めレベル）以上の実
　　験室を有するもの（検疫所、国立試験研究機関、医薬品・医療機器製造業の関連
　　施設を除き、調査時点において把握しているものに限る。）

2. 調查項目

- (1) 病原性微生物等を保有している施設の名称、所在地及び管理責任者の氏名・連絡先
(2) 保有している病原性微生物等（別紙1）の名称及び用途
(3) 管理の方法 (略)

管轄区域内の各施設に対する調査票については、別紙2を参照されたい。

調査票の集計による、管轄区域内の病原性微生物の保有状況の概要につき、別紙3に記入の上、提出されたい。 (略)

3. 締切日

平成17年1月20日

4. 調査に当たっての留意事項

- ・当該調査により把握された施設名等の情報は危機管理上の観点から公表は行わない。
 - ・政令市及び特別区においては、1（2）のうち、政令市又は特別区に登録を行っているものに対し、また1（3）については、政令市又は特別区が設置するものに対し調査を行い、調査結果を提出されたい。
 - ・都道府県においては、1（1）及び（4）並びに1（2）及び（3）のうち、政令市及び特別区が調査を行うもの以外のものに対し調査を行い、調査結果を提出されたい。
 - ・病原性微生物等を保有している施設については、当該病原性微生物等の保有量、その管理の状況等について、追加で質問を行う予定であること。

(照会先) 厚生労働省健康局結核感染症課
TEL : 03-5253-1111 (代表)
03-3595-2257 (直通)
FAX : 03-3581-6251

【調査の対象となる病原性微生物等】

(1) ウイルス

痘そうウイルス、S A R S コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、ラッサウイルス、ポリオウイルス^(*)

(2) 細菌

コレラ菌、赤痢菌、チフス菌、ペスト菌

(3) 毒素

コレラ毒素、赤痢菌毒素

(*)

ポリオウイルスについては、世界レベルのポリオ根絶が間もなく達成される見込みとなる中で、調査、研究、不活化ワクチン作成の目的のために保管、利用されている野生株ウイルスの管理（封じ込め）が重要な課題となっており、WHOでは加盟各国に対し、野生株ポリオウイルス及びワクチン由来病原復帰株の管理の徹底を要請しているところである。これを受け、ポリオウイルスについては、「野生株ポリオウイルス又はこれを含む可能性がある検体等」を調査の対象とする。

○野生株ポリオウイルスを含む検体等とは、

1. ポリオ患者（野生株による）から採取された糞便、血液、髄液、未固定の培検材料
2. 研究材料（分離株、標準株、不活化ワクチンの種ウイルス、野生株を感染させた実験動物）
3. 環境由来のもの（ポリオウイルス野生株を含む可能性がある汚水、汚泥、水等）

○野生株ポリオウイルスを含む可能性のある検体等とは、

野生株ポリオが流行している又は流行していた地域から集められた臨床材料、汚水、汚泥、水、研究材料で凍結保存又は凍結乾燥されたもの。特に糞便、咽頭拭い液、汚水、型不明のエンテロウイルスには注意を払って報告すること。